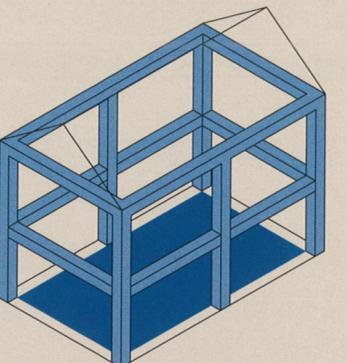
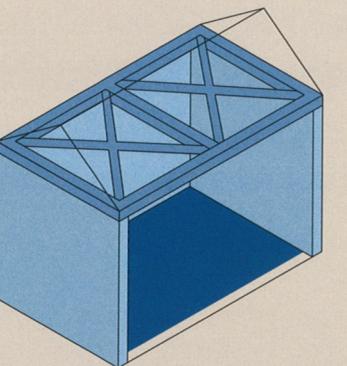


■耐震補強例（耐震診断・補強ガイドラインより抜粋）



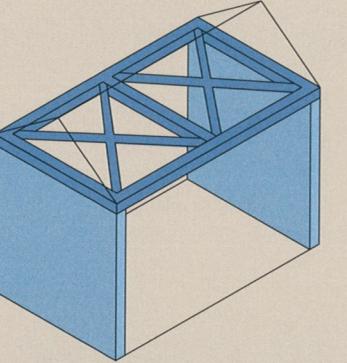
Example 1.

- 新たなフレーム(柱・梁)の設置
- 基礎の補強



Example 2.

- 鉄骨水平プレースの設置
- 耐力壁の増設
- 基礎の補強



Example 3.

- 鉄骨水平プレースの設置
- 壁の目地の補修
- 屋根や2階床の軽量化

など、



詳しくは

「大谷石建造物の保全・活用のための耐震診断・補強ガイドライン」をご覧ください。



住めば
愉快だ
宇都宮
UTSUNOMIYA

■パンフレットの内容に関するお問い合わせ先について

宇都宮市 都市整備部 建築指導課 審査グループ

TEL 028-632-2577, 2578

建築基準法における 大谷石建造物の取扱い

大谷石蔵の
活用に向けて



宇都宮市
平成30年4月



はじめに 本市における大谷石建造物（大谷石蔵等）の位置付けと現状-

大谷石は、古くから本市の産業や文化、人々の生活に密接な関わりを持ってきた歴史のある建設資材であり、市内には大谷石で建てられた建造物が数多く存在していることから、本市ならではの特徴のある個性的な景観を形成しながら、倉庫や住宅など身近な建造物として親しまれています。しかしながら、古い建物が更新されていく中で、改修などの難しさから、年々その数は減少している状況にあります。地域資源としての伝統的な大谷石建造物の外観を守りながら、現行の建築基準法の取扱いの中で適切な改修や用途変更を行うことにより、その活用を図っていくことが課題となっています。

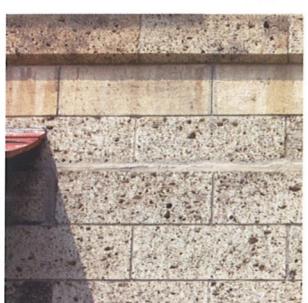
このようなことはありませんか？

CASE 1（確認申請を要しない例）

「壊れた部分を直して使いたい。」

[→修繕または
模様替えといいます。]

例えば…



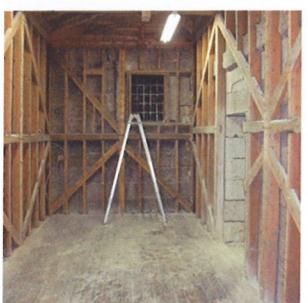
外壁等

- 目地の補修
- 大谷石積みの壁の修繕
(壁面積の半分以下)
- 大谷石貼の張替え



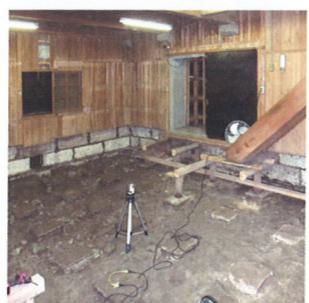
屋根等

- 瓦の葺き替え
- 野地板の全面修繕
- 垂木の修繕
(屋根面積の半分以下)



柱や梁等

- 柱・梁の半数以下の修繕



床や部分的修繕

- 1階床の全面修繕
- 小屋組・2階床梁の補強・
部分的な修繕(半数以下)

※ただし、工事の内容によっては確認申請を要する場合があります。

また、確認申請が不要であっても法律に適合した修繕等である必要があります。

詳しくは、「大谷石建造物の保全・活用に向けた解説集」を参照ください。

CASE 2（確認申請を要する例）

「倉庫をお店として使いたい。」

[→用途変更といいます。]

「規模を拡げて使いたい。」

[→増築といいます。]

用途変更(床面積が100m²を超えるもの)や、 移転、増築等^{※1}は確認申請が必要です。

※1 防火地域、準防火地域以外の地域は10m²を超える増築、改築、移転が対象です。

確認申請された建築物の計画において、建築基準関係規定に適合していることを確認できた計画には確認済証が交付され、工事に着手することができます。

審査基準のうち、特に構造強度の分野では、風化による劣化や地震による損傷、または法律施行以前に建てられたもので現在の法律に適合せず、安全性に問題を有するような建築物に対して、耐震補強工事を行うなど安全性を確保することが求められます。

これまで、大谷石建造物に対する一般的な耐震補強の方法が確立されていませんでした。そのため、比較的小規模で整形な形状の建物を対象にして、一定の安全性を確保するための補強方法や保全のための方法の一例を検討し、大谷石建造物の保全・活用のための耐震診断・補強ガイドラインを策定しました。このガイドラインは、建築基準関係規定に基づく耐震性の確認や補強工法の中の1つを例示したものになります。

既存大谷石建造物(組積造)を活用するための方向性(例)

